

町・県民税申告相談のお知らせ

令和8年度分（令和7年所得）の町・県民税申告相談を行います。申告相談は3月16日(月)までとなりますので、申告が必要な方は忘れずに申告してください。

■町・県民税申告が必要なかた

申告が必要なかたは、「令和8年1月1日現在で、小国町に居住されているかた」です。ただし、次に該当するかたは、町・県民税申告書の提出を省略することができます。

▼公的年金や年末調整済みの給与所得のほかに収入のないかたなど※申告書が送付されていないかたでも、令和7年中に公的年金や年末調整済みの給与以外に所得があつたかた、各種所得控除を受けたいかたなどは、申告の必要があります。

■令和7年中まつたく収入がなかつたかたは？

申告書の職業欄に「収入なし」「学生」等を、所得金額の合計欄に「0」を記入し、提出してください。特に次のようなかたは忘れずに申告してください。

▼所得や税関係の証明書が必要なかた

▼国民健康保険加入者または加入予定者およびその世帯主

▼介護保険および後期高齢者医療保険の加入者とその世帯主

▼国民年金免除申請をお考えのかた※障害年金や遺族年金は、町・県民税の所得の算定には含まれないため、申告する収入、所得金額に記載せず、これらの収入のみの時は、収入なしと申告してください。

■申告に必要なもの

- (1) 申告書
◇マイナンバーカード
◇マイナンバーカードをお持ちでないかたは①および②の書類

個人番号通知カード等の個人番号を確認できる書類

② 身元確認書類

運転免許証や本人確認できる書類

※申告書を郵送または窓口で提出する際は、マイナンバーカードまたは①および②の写しが必要です。

- ① 番号確認の書類
票、領収書、新たに購入した農機具などに関する書類、補助金交付金等の収入が確認できる書類など
- ② 営業・不動産所得および農業所得について、事前に収支を整理してください。
- ◇雑所得・一時所得 支払証明書や通帳など収入金額が確認できる書類

- (3) 収入と支出が確認できる書類
◇給与・公的年金所得 令和7年分の源泉徴収票
◇営業・不動産所得 収支内訳書、売上や仕入れの帳簿類、必要経費の領収書など
◇農業所得 収支内訳書、出荷伝票、領収書、新たに購入した農機具などに関する書類、補助金交付金等の収入が確認できる書類など
- (4) 所得控除を受ける場合に必要な領収書、公共事業による売買の場合は3枚組の収用証明書
- (5) 通帳など申告者の本人の口座が確認できるものおよび口座の届出印を証明する書類など
- (6) 利用者識別番号を取得済みの方たは確認できる書類
- ※税務署から届く「確定申告のお知らせ」のハガキなどをお持ちください。

スマホから確定申告

スマホとマイナンバーカードを使って、自宅からe-Taxで手軽に確定申告ができます。

さらにマイナポータルと連携することで、医療費やふるさと納税など控除に関する情報を一括で取得することができるため、確定申告書の作成がより便利となります。

■申告期限・納期限

- ・所得税及び復興特別所得税
3月16日(月)まで
- ・消費税及び地方消費税
3月31日(火)まで

申告方法の動画など、詳しくは国税庁HP「確定申告特集ページ」をご覧ください。

■問合先

長井税務署（☎0238-84-1810）へ



←詳しくはこちらからご確認ください

令和8年度分 町・県民税 申告相談受付日程

月 日	相談会場	午 前		午 後	
		受付時間	対象地区	受付時間	対象地区
2月6日(金)	役場大会議室	9時～11時	全地区 (年金収入のみの方対象)	13時～16時	全地区 (年金収入のみの方対象)
2月9日(月)	役場大会議室	9時～11時	小国町1・2、地蔵町	13時～16時	緑町1・2
2月10日(火)	役場大会議室	9時～11時	坂町1・2	13時～16時	坂町3・5、駅前1・2
2月12日(木)	役場大会議室	9時～11時	栄町1・2	13時～16時	本町1・2・3
2月13日(金)	役場大会議室	9時～11時	兵庫館1	13時～16時	兵庫館2
2月16日(月)	役場大会議室	9時～11時	岩井沢1	13時～16時	上岩井沢
2月17日(火)	役場大会議室	9時～11時	岩井沢2	13時～16時	東原
2月18日(水)	役場大会議室	9時～11時	町原	13時～16時	あけぼの
2月19日(木)	役場大会議室	9時～11時	大滝	13時～16時	種沢
2月20日(金)	役場大会議室	9時～11時	松岡	13時～16時	綱木箱口、伊佐領
2月21日(土)	役場大会議室	9時～11時	休日相談	13時～16時	休日相談
2月24日(火)	役場大会議室	9時～11時	平林、西	13時～16時	旭町
2月25日(水)	役場大会議室	9時～11時	小芦、北	13時～16時	田沢頭
2月26日(木)	役場大会議室	9時～11時	増岡	13時～16時	幸町1・2
2月27日(金)	役場大会議室	9時～11時	大宮、宮の台	13時～16時	小渡
3月2日(月)	役場大会議室	9時～11時	館	13時～16時	若山、古田、金目
3月3日(火)	役場大会議室	9時～11時	尻無沢、今市	13時～16時	舟渡

3月4日(水)～6日(金)は、出先会場に向けシステムの切替作業を行うため、申告相談は行いません。

3月9日(月)	旧あさひ保育園 (遊戲室)	9時30分～11時	越中里、長沢	13時～14時30分	六ヶ字
3月10日(火)	玉川コミュニティセンター (和室)	9時30分～11時	玉川、玉川新田、足水中 里、樽口	13時～14時30分	中田山崎、片貝、足野水、 市野沢、百子沢
3月11日(水)	水源の郷交流館 (多目的室)	9時30分～11時	上叶水、下叶水	13時～14時30分	新股、河原角、上大石沢、 下大石沢
3月12日(木)	旧白沼小中 (音楽室)	9時30分～11時	白子沢、間瀬	13時～14時30分	沼沢1、沼沢2
3月13日(金)	梅花皮荘 (大広間)	9時30分～11時	小玉川、泉岡	13時～14時30分	長者原、玉川中里
3月16日(月)	りふれ (セミナー室)	9時30分～11時	三ヶ字、石滝	13時～14時30分	五味沢

～申告相談は3月16日(月)までです～

高齢者の障害者控除対象者認定制度について

身体障害者手帳等をお持ちでなくとも、介護保険で要支援・要介護の認定を受けた高齢者（65歳以上）等のうち、寝たきり・認知症等心身の状況により、所得税・地方税法上の障害者控除の対象者として認定される場合があります。

障害者控除の認定を受けるには、町に申請する必要がありますので、下記に問合せください。

なお、身体障害者手帳等をお持ちのかたは、すでに障害者控除の対象者ですので申請の必要はありません。

■認定基準

- ・65歳以上のかた
- ・要支援以上の認定を受け、寝たきり・認知症等心身の状況により身体障害者等に準ずるかた

■申請・問合先 健康福祉課長寿介護担当（☎61-1000）へ